

令和6年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年6月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年6月24日(月)午後1時30分から午後2時5分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(12人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子	委 員 :	14 番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16 番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20 番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21 番 :	中川 金男				

4 欠席委員(3人)

委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英		
委 員 :	黒川 :	22 番 :	中山 学				

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
の変更について

第5号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年6月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は12名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番三宅寿晴委員、10番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、5月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月29日、30日、令和6年度全国農業委員会会長大会及び新潟県農業委員会会長東京集会在東京都文京区の文京シビックホールで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>6月18日、6月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご案内を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により中倉地内の畑について売買するもので、面積は2,865㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により中倉地内の畑について売買するもので、面積は2筆1,255㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、本日事前審査委員長欠席のため、6番川上勝之事前審査委員から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る6月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断</p>

	<p>いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員の報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 第 2 号議案は、駐車場のための転用が 1 件であります。 1 番の案件は、乙地内の休耕田において、駐車場を整備するための転用であります。 申請面積は 290 m²であります。 第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案は、駐車場のための転用が 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p>
	(農業委員・挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 第 3 号議案は、新地目を山林とするものであります。 1 番の案件は、富岡地内の畑において、昭和 60 年頃より長年耕作していない状態でありました。 申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地の大部分が山林となり、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案は、新地目を山林とするものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案について、事前審査委員の報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>
	(農業委員・挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案は、県が策定する農業経営基盤強化の促進に関する基本構想であります。県基本方針の改定に伴い、胎内市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についても改正が必要なことから、市から協議を求められたものであります。議案書の新旧対照表につきましては、右側が旧の構想、左側が新の構想で、変更箇所は赤字に下線が引いてあります。</p> <p>主な改正内容といたしましては、県基本方針における農地利用集積目標について、目標年度が令和 5 年度で終期を迎えたことから、令和 12 年度に変更・更新するものであります。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>下線にありますとおり、目標年次が右側の旧では令和 5 年度のところ、左側の新では令和 12 年度と変更しております。また、「○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標」の表中に目標年度を追加しております。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>先ほどのページと同様に下線にあります「2 目標年次は令和 5 年度とする。」を削除しております。また「○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標」の表中に目標年度を追加記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	(質疑・なしの声)
	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p>

	<p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、事務局説明のとおり同意することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、第 5 号議案を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>第 5 号議案は、農地利用最適化活動の目標設定をした数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し、ホームページ等で公表するものであります。</p> <p>初めに、Ⅰの農業委員会の状況は、令和 5 年度末の状況であります。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>Ⅱ最適化活動の実施状況の 1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績であります。今年度末の集積率は 77.8%であります。下の点検結果にありますように集積率は横ばいとなっております。</p> <p>次に、(2)遊休農地の発生防止・解消についてであります。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>③実績であります。令和 5 年度の緑区分の解消面積は 3.3ha であります。新規発生した遊休農地は解消となるように働きかけをしました。既存遊休農地に関しても目標には届いていませんが、進めることができました。</p> <p>次に、(3)新規参入の促進についてであります。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>③実績であります。令和 5 年度に農地に関する意向調査を行いました。意向調査により 3 年以内に規模縮小もしくは離農の意向で後継者がいない方。その中で新規就農者への貸付を検討しても良い方の希望面積を集計した結果、49.8ha となりました。この面積については、新規参入者への貸付等について公表する面積としますので、ご確認をお願いいたします。また今後も出し手の意向を確認した際に、新規参入者でも良いというお話があれば、ぜひ活動記録簿にチェックしていただければと思います。</p> <p>参考として、令和 5 年度の新規参入者の参入状況についてはありませんでした。</p> <p>2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定の実績につきましては、目標どおり実施となりました。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>(3)新規参入相談会への参加につきましては、新規参入相談会への参加ということで実績として 2 月に ANA クラウンプラザホテルで開催された新規就農チャレンジフェアに 1 名参加しました。</p>

	<p>胎内市農業委員会の目標の達成状況の評語といたしましては、それぞれの目標に対する達成状況の実績により、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評語となりました。</p> <p>一番下の推進委員等の点検・評価結果は、委員ごとの点検・評価結果となります。これは委員 1 人当たりの活動日数等の実績により評語が当てはまりまして、活動日数については 8 日以上が目安となっております。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>Ⅲは事務の実施状況であります。</p> <p>2 農地法第 3 条に基づく許可事務、3 農地転用に関する事務、いずれの事務につきましても適正に処理を行なっております。4 違反転用への対応においても発見次第適切に解消しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 5 号議案の事前審査結果について、6 番川上勝之事前審査委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 5 号議案は、令和 5 年度農業委員会の農地利用最適化推進状況等の公表についてであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案について、事務局及び事前審査委員から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 6 年 6 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年6月24日

議 長 _____

9 番 _____

10 番 _____